



今年の夏も新型コロナウイルスの影響で不完全燃焼で終わる。子どもたちの夏休みの過ごし方も一変し、新学期を不安の中、登校している。コロナウイルスもインフルエンザのようになるのか、マスクの生活がいつまで続くのか、頭が切り替わらない。

労働者協同組合法はコロナウイルスに負けず、むしろコロナ禍が継続するなかで、協同労働への期待はじわじわと広がっている。

厚労省は労働政策審議会(8/2勤労者生活分科会)にて2022年10月1日を労働者協同組合法施行日と定めた。今年度2~3回の分科会を開き、政令・省令・指針に関する議論を行い諮問することになっている。労働者協同組合法における会社法等の読み替え、企業組合やNPOからの移行の際の登記など、施行に向けて必要なことが年度内に定まる予定。

労協連としても、施行に向けたスケジュールを立てて準備を進めている。現在、各自治体との懇談を全国で行っており、法施行に向けて住民への周知、窓口の設置、学習会の開催、横断的な対応、設立支援プラットフォームの設置などを要請している。

立憲民主党では3回目の学習会「労働者協同組合法を活かした地域づくりのための実践講座」を開催し、80名以上の国会議員や地方議員が参加。全議員での学習会(埼

玉県北本市)や超党派での議会質問に向けた準備(東京都大田区)、ワーカーズコープ組合員と連携した質疑(東京都八王子市)などの取組みが報告され、意見交換された。参加していた議員が、その後地域のワーカーズコープと情報交換をして質問(福岡県福岡市)するケースも。立憲民主党に限らず、自民党、公明党を含めて多様な議員による議会質疑や議員学習会やワーカーズコープとの懇談や視察、首長とのワーカーズコープを交えた懇談など、各地で多様な広がりを見せている。

労働者協同組合・協同労働に関する問い合わせも、これまでの報道からの問い合わせに留まらず、各地域で開催した学習会やフォーラム開催後に相談が寄せられ、把握できている範囲で労協連全体で87件(2021.9.17現在)の相談となっている。民主主義を学ぶ人生の学校(北海道東川町)、移住者で新たな町の産業づくり(北海道美瑛町)、地域おこし協力隊と地域住民で公衆浴場の継続や廃校利用(北海道中頓別町、長野県中野市)、パソコンのリサイクルやICT事業(岩手県宮古市)、利用者本位の働く人が考える福祉事業(秋田県秋田市、埼玉県川口市、神奈川県川崎市、大阪府枚方市、広島県三次市、熊本県熊本市など)、高齢者や障がい者や若者がいきいきと働ける場づくり(岩手県北上市、宮城県石巻市、東京都足立区・墨田区、静岡県静岡市、岐阜県多治見市、熊本県熊本市など)、里山

整備・農福連携・カフェ・地域食堂・共同売店・ワイナリー・ワーケーション(福島県田村市、千葉県柏市、長野県上田市・伊那市・千曲市、島根県海士町・津和野市など)、歯科・鍼灸マッサージ(東京都渋谷区、首都圏)など、多彩な相談が寄せられている。労働者協同組合法が成立したことで、多様な地域ニーズや地域で循環する仕事おこし・まちづくりを、住民や労働者主体で

立ち上げて運営したいとの声があがっている。願いや悩みを持った多くの方に協同労働の実践が届き、自分たちも挑戦したいとの声が広がっている。

これらの声に丁寧に取り添いながら、協同労働を軸とするネットワークを地域で呼び掛け、多様な労働者協同組合や協同労働が生まれることに取り組む。